

佐久市介護保険事業計画等策定懇話会委員公募要領

佐久市 福祉部 高齢者福祉課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会の委員を公募します。

1 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

名 称	佐久市介護保険事業計画等策定懇話会
設置目的	介護保険事業を含めた総合的な老人福祉事業に関する計画策定について審議する
所掌事務	介護保険事業計画等の策定に関する事項

2 公募の趣旨

佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聴くことにより、総合計画や行政改革大綱に掲げる「市民協働」を実現するための手段の1つとするよう、市民の皆さんに審議会等の委員になっていただく審議会等の委員の公募制度を設けています。

佐久市介護保険事業計画等策定懇話会については、その設置目的や所掌する事務の内容から、市民の皆さんの意見を聴き、政策に反映させることが必要な機関であることから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。

3 公募委員数

募集人員	市民の代表委員3人 (委員総数 15人以内)
------	---------------------------

4 申込資格

申込資格	次のすべてに該当する方に申し込みの資格があります。 <ol style="list-style-type: none">1 年齢が満 18 歳以上の方2 佐久市内に住所を有する方3 介護保険料および市税等を滞納していない方4 佐久市の他の審議会等の委員または市議会議員でない方5 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会の所掌する事務と密接な利害関係がないと認められる方6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団員その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員でない者7 平日昼間に開催する会議に出席できること
基準日	令和8年4月1日

5 申込みに必要な書類及びその様式

必要書類	1 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会公募委員申込書
様式	1 公募委員申込書 (別添様式)

6 申込方法及び期限

申込方法	別添の申込書に必要な書類を添えて、次の方法により申し込んでください。 <ol style="list-style-type: none">1 持参 (市役所本庁3階 高齢者福祉課 介護保険事業係窓口)2 郵送 (宛先: 385-8501 佐久市中込 3056 番地 佐久市役所 高齢者福祉課 介護保険事業係宛)3 メール (メールアドレス:koureisya@city.saku.nagano.jp)
申込期間	令和8年4月 15 日(水)～令和8年5月7日(金) ※郵送の場合は5月7日の午後5時 15 分必着

7 選考方法

選考方法	申込書類の審査後、申込資格に適合すると認められる有資格者を対象に、会全体の男女比の均衡を考慮して抽選により選考します。
-------------	---

8 選任時期及び任期

選任時期	令和8年7月予定
任 期	選任の日から2年間

9 委員報酬等の有無及び金額

種 別	報 酬	費 用 弁 償
有 無	有	有
金 額	1日あたり6,500円 (会議等が半日で終わる場合は、この半額)	旅費 1kmあたり37円 (車で来庁する場合)

10 その他

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者が募集人員に満たない場合であっても、再公募はいたしません。 ・ 申込資格の有無について、関係機関等に問い合わせることがあります。 ・ 申込後、申込資格を満たさない状況となったときは任命されません。また、任命後、申込資格を満たさない状況となったときは任期中においても委員の資格を失います。
問合せ先	佐久市役所 高齢者福祉課 介護保険事業係(担当:山岡、静谷) 電話:0267-62-3154 (内線 281)